

公益信託 おかやま心の福祉基金助成金応募要項

1. 目 的

この公益信託は、岡山県内における精神障害者等の障害の克服及び社会復帰の促進を援助する活動に対して助成を行い、もって精神障害者等が共に生活できる社会の実現を図ることを目的としています。

2. 対 象

岡山県内で活動する団体で、精神障害者等の自立と社会復帰を援助することを目的とする次に掲げる団体等を助成対象者としています。

- (1) 精神障害者等のためのボランティア活動を行う団体
- (2) 精神障害者等の社会福祉の向上を目的とする社会福祉法人または公益法人等

3. 助成基準

助成対象先が上記2. (1)に該当する場合は、次に掲げる基準により助成します。

- (1) 助成対象事業は、社会福祉事業に係る民間奉仕活動(交通費等の実費弁償を除き、受益者から対価を求めることなく行う活動)であって、例えば以下のような活動です。
 - A.精神障害者等に対する給食・入浴・家事援助サービス
 - B.精神障害者等に対する外出時の運転サービス
 - C.ひとり暮らしの精神障害者等に対する訪問サービス
 - D.社会福祉施設での労力サービス
 - E.精神障害者等に対する文化、レクリエーション活動の指導、援助サービス
- (2) 助成対象経費は次に掲げる経費とする。
 - A ボランティア活動を行うために必要な交通費、食事代、材料費等の経費(ボランティア活動に対する対価を除く)
 - B.移動入浴車等、ボランティア活動関係資器材の購入費
 - C.ボランティア活動を行う者の養成、研修のために必要な会場借料、印刷費等の経費

助成対象先が上記2. (2)に該当する場合は、次に掲げる基準により助成します。

- (1) 助成対象先が社会福祉法人である場合は、第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業およびそれに類する例えば以下のような老人福祉法等の法律の規定に基づき実施される在宅サービス等の活動。
 - A.老人福祉法上のホームヘルプ、ショートステイ、デイサービス
 - B.障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律上のホームヘルプ、ショートステイ
- (2) 助成対象先が公益法人等である場合は、第2種社会福祉事業およびこれに類する例えば以下のような老人福祉法等の法律の規定に基づき実施される在宅サービス等の活動。
 - A.老人福祉法上のホームヘルプ、ショートステイ、デイサービス
 - B.障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律上のホームヘルプ、ショートステイ

4. 助成金額と期間

- (1) 1 団体あたりの助成金額は、10～20万円程度とします。
- (2) 助成継続を希望される団体は、毎年度ごと、助成金申請の手続きをお願いいたします。
- (3) 助成期間は、原則として助成金贈呈日より1 年間とします。

5. 選考方法

提出された申請書類に基づき、学識経験者からなる運営委員により厳正に選考・審査いたします。

6. 応募方法

助成金申請に必要な関係書類を以下事務局に請求後必要事項を記入、署名・捺印の上ご送付ください。

- (1) 助成金交付申込書(様式第1号)
- (2) 分類表
- (3) 活動内容、活動計画等の記載された資料(パンフレット等)
- (4) 反社会的勢力でないことの表明・確約書

7. 応募締切日

2025年12月8日(月)必着

8. 助成金交付

2026年6月(予定)

9. 報告の義務

助成金の交付者には、助成期間終了後2ヵ月以内に、事業の経過及び結果および助成金使途報告書(様式第2号)を以下事務局あてご提出していただきます。

10. その他

- (1) ご提出いただいた申請書等は返却いたしません。
- (2) 助成金選考結果は、申請者全員に書面にてご通知いたします。
- (3) 申請書の申告漏れおよび虚偽の申告等があった場合、助成を取り消すことがあります。
- (4) 申請関係書類は、事務局までご請求をお願いします。
- (5) 本基金は、助成金申請書に係る個人情報をもとに本基金選考助成実施のために必要な範囲において取り扱い、その範囲を超えて使用することは一切ありません。

申請書等送付先・お問合せ先 (事務局)

〒 700-0902 岡山市北区錦町1-1-101
みずほ信託銀行 岡山支店内
公益信託 おかやま心の福祉基金 事務局 辻あて
TEL 086-224-1271